

公益社団法人日本老年精神医学会の利益相反の 取り扱いに関する指針

指針

．目的

公益社団法人日本老年精神医学会（Japanese Psychogeriatric Society）（以下、学会という）が催す学術集会や学会が発行する学会誌等で学会員が発表する研究活動には、老年精神医学の対象となる疾患についての臨床研究が数多く含まれており、その推進には製薬企業等の営利を目的とする企業・組織・団体との産学連携が大きな基盤となっている。また、学会員が学会役員への就任、学術集会の開催や学会誌等の発行、教育研修の実施、専門医等の認定、海外の関連学会との連携、治療ガイドラインの作成、新薬の治験や市販後調査など学会に関連した社会活動（以下、学会活動という）を行う際にも、産学連携は様々な形で関わってくる。その際、学会の学術組織としての責務と、産学連携活動に伴い生じうる利益との衝突状態が必然的、不可避的に発生する。こうした状態が利益相反と呼ばれるものであり、利益相反の概念は次のように定義される。

(1) 利益相反（狭義）（conflict of interest）

学会員個人が得る利益と学会における学会員としての責務が相反している状態（個人としての利益相反）、および学会組織が得る利益と学会組織の社会的責務とが相反している状態（組織としての利益相反）とがある。すなわち、学会員または学会組織の研究活動や学会活動に伴い得る、実施料収入、活動報酬、未公開株式の授受等の利益と、研究活動や学会活動を行う学会における責務が衝突又は相反している状態をいう。

(2) 責務相反（conflict of commitment）

学会における学会員としての責務と学会以外の組織における職務遂行責務が両立し得ない状態がある。すなわち、学会員が学会以外の組織の職務に積極的に関わることにより、学会員として本来の学会活動の責務が果たされなくなっている状態をいう。

(3) 利益相反（広義）

利益相反（狭義）と責務相反の概念を含む概念をいう。

学会は、このような利益相反が生じることを想定して、利益相反の取り扱いに関する規定を定める必要がある。

．対象者

今回定める規定は、学会員の研究活動、学会役員の学会活動における狭義の利益相反に關しての取り扱いに限り、以下の者を対象とする。

(1) 公益社団法人日本老年精神医学会会員（学会員）

(2) 公益社団法人日本老年精神医学会役員（学会役員）

学会の理事・監事

学会が催す学術集会の大会長・副大会長

学会の下部組織である各委員会委員長

学会の下部組織である各委員会委員

．対象となる活動

今回定める規定は、対象者が行う以下の活動に対して適用される．

学会員（日本国籍を有する者、学会役員を含む）の研究活動

- (1) 学会員による学会が催す学術集会（公益社団法人日本老年精神医学会総会）での研究発表
- (2) 学会員による学会が発行する学会誌等（機関誌の Psychogeriatrics，準機関紙の老年精神医学雑誌）での研究報告（投稿論文のみ、依頼原稿は除く）

学会役員による学会活動

- (3) 学会役員への就任
- (4) 学会役員によるその他の学会関連の研究・調査の実施
- (5) 学会役員による学会総会・その他の学会関連講演会の開催
- (6) 学会役員による学会誌等の発行
- (7) 学会役員による学会員の教育研修の実施
- (8) 学会役員による市民への啓発活動
- (9) 学会役員による学会専門医・指導医の認定
- (10) 学会役員による国内外の関連学会との連携
- (11) 学会役員による診断・治療ガイドラインなどの作成
- (12) 学会役員による新薬、医療材料および医療機器の治験やそれらの市販後調査
- (13) 学会役員によるその他の学会活動を達成するために必要な事業

．申告すべき事項

対象者が上述の活動を行う際に、必要な場合には、個人における以下の事項で、自己申告書に基づき、利益相反の状況を学会に届け出る必要がある。届け出は、学会事務局宛に「利益相反の取り扱いに関する自己申告書」在中と記載して送付するものとし、申告された事項は、必要に応じて学会の利益相反委員会により、利益相反の状況についての審査が行われ、それに基づき適切な処理がなされる。

- (1) 営利を目的とする企業・組織・団体の職員、顧問職などへの就任
- (2) 営利を目的とする企業・組織・団体からの給与・顧問料・特許権使用料・著作権料
- (3) 営利を目的とする企業・組織・団体が関わる会議の出席（発表）に対する講演料・

謝金

- (4) 営利を目的とする企業・組織・団体からの執筆に対する原稿料・相談に対する報酬
- (5) 営利を目的とする企業・組織・団体が提供する研究費（受託研究，共同研究，寄付金など）
- (6) 営利を目的とする企業・組織・団体が提供する研究費（治験，市販後調査など）
- (7) 営利を目的とする企業・組織・団体がスポンサーとなる寄付講座
- (8) 営利を目的とする企業・組織・団体の株式・出資金の保有
- (9) 営利を目的とする企業・組織・団体からの旅費（学会参加など）や贈答品の受領